

生活保護基準引下げの撤回を求める会長声明

全国青年司法書士協議会
会長 半田 久之

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2,600名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、15年連続して開催している「全国一斉生活保護110番」をはじめとした生活保護に関連する様々な取組みを実施し、現場で生活に困窮する市民を支援し続けてきた立場から、2018年10月から段階的に行われている生活保護基準引下げに対して、以下のとおり声明を発する。

声明の趣旨

生活保護利用者の現状を無視し、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持し得ていない生活保護利用者をさらに追い詰め、市民生活全般の生活水準にも極めて重大な影響を及ぼす生活保護基準の引下げの動きに断固反対し、2018年10月に行われた生活扶助基準の引下げを撤回するとともに、今後予定されている段階的な生活扶助基準引下げを中止すべきである。

声明の理由

1 相次ぐ大幅な基準引下げ

政府は、2018年、年額160億円、平均1.8%（最大5%）という生活扶助基準の引下げを3年間にわたり3段階に分けて行う方針を決定し、この方針に従って、同年10月に第1回目の引下げが実施された。すでに2013年8月から2015年4月にかけて総額約670億円、平均6.5%（最大10%）という生活扶助基準の引下げが3段階に分けて行われており、今回の引下げは、前回の引下げに次ぐ大幅な引下げである。

そもそも、現行生活保護法が制定された1950年以降、生活保護基準が引下げられたのは、2003年度（0.9%減）と2004年度（0.2%減）の2回のみであり、2013年以降、今回に至るまで行われている引下げは、生活保護法制定以来、前例のない大幅な引下げである。

2 引下げ算定根拠の問題点

今回の引下げの考え方は、第1十分位という、所得階層を10分位に分けた中の最も下位（下位10%）の階層の消費水準に合わせて生活扶助基準を引下げるものである。しかし、生活保護の捕捉率（生活保護を利用できる世帯のうち、実際に生活保護制度を利用している世帯数の割合）が先進諸外国の中でも極めて低水準である2～3割程度である中、第1十分位の消費水準に合わせて生活扶助基準を引き下げるとは、生活保護制度を利用できるのに利用していない世帯を含む低所得者層の消費水準と現行の生活保護基準とを比べることになり、妥当性・合理性を欠くと言わざるを得ない。もし、第1十分位の消費水準に合わせて生活保護基準を調整するのであれば、生活保護の捕捉率は100%でなければならない。現行の算定根拠では、どこまでも生活保護基準を下げ続ける「引下げスパイラル」を招くことになる。

また、2013年8月から3段階に分けて生活扶助基準が引下げられた際の、算定根拠となった、厚生労働省が採用した「生活扶助相当CPI」（消費者物価指数を算出する基礎品目から、生活扶助に該当しない家賃、教育費、医療費等を除いて算出した消費者物価指数）は、政府の公式の計算方法であるラスパイレス指数とは異なり、学説上の根拠のない、正当性や内容の妥当性に重大な疑義が投げられている極めて特異な計算方法であったが、今回の引下げは、前回の引下げとも全く異なる算定根拠を採用しており、生活扶助基準の算定根拠の一貫性の観点からも極めて問題があると言わざるを得ない。

3 消費税増税を控えた局面での引下げ

政府は、2019年10月に消費税を現行の8%から10%に引き上げる方針を表明している。低所得者に配慮する観点から、飲食料品（酒類・外食を除く）に対し軽減税率制度が実施されるとはいえ、生活保護利用者等の生活に困窮している者ほど、生活必需品が消費支出に占める割合が高いため、消費税増税の影響をダイレクトに受けると言わざるを得ない。すでに2013年から3段階にわたる生活扶助基準の引下げが断行されたことにより、生活保護利用者に過酷な生活を強いる結果となっている。当協議会は、15年連続で「全国一

斉生活保護110番」を実施しており、2016年度は536件、2017年度は214件、2018年度は275件もの相談が寄せられた。「食費を削って生活しているが、これ以上削れるところがない」「これでは死ねと言われているのと同じである」「病気療養中で今の金額でもギリギリの生活なので、これ以上下げられると生活していく自信がない。電気・ガスも極力使わないようにしている。どうすればよいのか分からない。」「洗濯機も壊れ使用できない。家の衛生状況も非常に悪く現在ギリギリの生活で将来の保護費削減が非常に不安だ。」「5年くらい夫婦で生活保護を受けている。近年保護費がどんどん減額されており、生活が非常に困窮してきた。これ以上引下げられると破綻してしまう」「生活保護制度は大変ありがたいが、この金額だけではとても生活していけない。この声を国に届けてほしい。」など逼迫した悲痛な現状を訴える相談が数多く寄せられている。このような現状で、さらに消費税増税と重なる時期に生活保護基準の引下げを断行することは、看過できない影響を生活保護利用者にもたらすと想定されるのである。

4 生活保護制度を利用していない低所得市民への影響

生活保護基準は、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準（ナショナル・ミニマム）として、我が国の政策決定上、最も重要な指標の一つであり、様々な社会保障基準（住民税非課税基準、就学援助の給付対象基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免、介護保険の保険料・利用料の減額など）並びに低所得者対策と連動している。さらに最低賃金の引上げ目標額となっていることなどから、生活保護基準の引下げは、生活保護制度を利用していない市民全般の生活水準にも極めて重大な影響を及ぼすことが明らかである。

5 結語

以上であるから、当協議会は、2018年10月に行われた生活扶助基準の引下げを撤回すること、及び今後予定されている段階的な生活扶助基準引下げを中止することを強く求めるものである。